

☆年末調整について☆

今年も残すところあと2ヶ月となり、年末調整の時期がやってまいりました。既に10月よりご加入先の生命保険会社等から生命保険料控除証明書等が送付されてきていると思います。本年度も弊所より「年末調整チェックシート」を送付させていただきますので、スムーズな年末調整を行うためにも資料のご準備をお願い申し上げます。

なお、前号でも取り上げたとおり、本年より改正となった主な事項としては、「生命保険料控除」です。詳細につきましては、前号をご参照ください。

☆復興特別所得税（源泉徴収関係）☆

(1) 平成24年10月分の未払給与を平成25年1月に支払う場合

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じた所得に対して課税されるので、平成24年中10月に支払が確定している所得については平成24年分としての取扱いになります。よって、実際の支払が平成25年に入ったとしても復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

(2) 契約上、平成24年12月分の給与の支払が翌年1月1日以後の支給である場合

契約等で支給日が定められている給与については、その支給日がその給与の収入すべき時期とされています。よって、平成24年12月分の給与であっても収入とすべき支給日が平成25年1月1日以後であるため、平成25年分の所得として、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

その他、復興特別所得税に関するQ&Aが国税庁ホームページにも掲載されておりますので、併せてご参照ください。

☆ふるさと納税☆

「ふるさと納税」は新たに税を納めるものではなく、ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村）への寄付する制度です。この寄付をすることによって、一定の所得税控除といった優遇（減税）を受けることができ、都道府県・市区町村によってはその地区の特産をもらうなどの特典も得られます。年末までのこの時期にこのような方法を使って「ふるさと」に貢献してみたいかでしょうか？

なお、その場合はくれぐれも領収書の保管をお願いいたします。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

トップの仕事

先月、株式会社武蔵野の小山昇社長の講演を聴きました。ご存知の方も多いと思いますが、小山社長の株式会社武蔵野は、2000年に経営品質賞（中小企業部門）受賞、2005年IT経営百選最優秀賞受賞、2010年ハイ・サービス日本300選受賞。

本業は、ダスキン社の代理店ですが、その一方では全国で120回以上のセミナーを開催し、主なテーマは「儲かる仕組みを作りなさい」「小山昇の実践経営塾」「小山昇の幹部実践塾」など明日からの仕事に役立つ実務中心に、全国の経営者でやる「経営研究会」を主催しています。

今回の講演は、新しい書籍の出版記念の無料講演だったのですが、さすがに小山社長、公演開始のアナウンスで「本日の講演の後半では、『仕事ができる人の心得』（書籍）を使用します」と説明があり、会場にいた400名程のほとんどが即席販売コーナーでその書籍を買い求めました。（もちろん私も）

私は小山社長の講演を10年前にも聴きました。1948年生まれでちょうど私と一回り違いに親近感を持ち、今回もそのパワフルな毒舌が心地よいのです。

その中で、心に残った内容をいくつか紹介します。

- ① 真似をするのが恥ずかしいのではなく、真似できないことが恥ずかしい。真似は、最高の創造。
- ② 社長の方針は明確に。経営計画書にその内容を折り込み全社員に発表する。
- ③ 同じことを言い続ける。同じことをやり続ける。同じことを粘り続ける。
- ④ 「人」を叱らずに「事」を叱る。
- ⑤ 社長の仕事は「決定」、社員の仕事は「実行」

例えその決定が間違っていたとしても、それを実行するのが良い会社。決定について異議を唱えて実行しない幹部が会社をダメにする。どっちが正しいかを決めるのは「お客様」という訳です。

眠くなる隙のない講演でした。

クールビズ終了

半年間に渡るクールビズが11/2をもって終了しました。皆様のご理解ありがとうございました。

今月の一言

『決定は早く』

なぜなら、正しいか正しくないかが早く判るから。正しくなかったら、その理由をお客様に聴けば良い。経営者の仕事は、正しくすることではない。これも小山社長が当日話した一言でした。